

指名停止措置について

令和4年7月1日 現在

「春日那珂川水道企業団指名停止等措置要綱」に基づき下記業者に対し、指名停止措置を行いました。

商号又は名称 本店所在地	停止理由	指名停止期間
JFEエンジニアリング株式会社 横浜市鶴見区末広町二丁目1番地	春日那珂川水道企業団指名停止要綱別表第2第6号（談合又は競売入札妨害）に該当するため	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで （6か月間）
パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	春日那珂川水道企業団指名停止要綱別表第2第6号（談合又は競売入札妨害）に該当するため	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで （6か月間）
株式会社イセトー 京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552	春日那珂川水道企業団指名停止要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで （6か月間）
トッパン・フォームズ株式会社 東京都港区東新橋1-7-3	春日那珂川水道企業団指名停止要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで （6か月間）
小林クリエイト株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地	春日那珂川水道企業団指名停止要綱別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当するため	令和4年4月1日から 令和4年9月30日まで （6か月間）